

(2) ホームページでの周知

・豊島区のホームページに記事を掲載し、広く区民等への周知を行つた。

豊島区ホームページへの掲載



九一ム>まちづくり・環境・産業>交通>【重要】南北区画面切(いしやがたくわぎ)

東北地方の歴史と文化

南北区には、「地は副都心・立地最適階～地図の文政の方を考えるへ」に基づき、地図帳東口の「北の風景」では、歩行者が通路で滞り、事例で歩行者の順位感覚とつなげています。これらを削除し、平均25年度から令和初年度まで歩行者優先化

南北区第一部巡回の交通規制（※自転車を除く）

【実施時期】令和2年10月31日(土曜日)より
【車両通行禁止の時間帯】土曜日、日曜日、休日
【エリア】別添のとおり(PDF: 709KB)

【実施時期】令和2年10月31日(土曜日)より終日

南北区道周辺の苟さぼき対策も検討を行つています

南北区道周辺高さ規制ルールの検討

台明／今世廿生

【豊島区都市整備部都市計画課交通安全政策グループ】
主 所・〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所本庁舎6
電話・03-3462-2635/FAX03-3980-5135
E-mail・http://www.toshi.eonet.ne.jp/toshi/tech/tech.htm

卷四

卷之三

豊島区役所 法人番号 800002013116
三-171-8477 豊島区高田袋7-45-1 (新庄企画)

Comments @ TechSmart City All rights reserved

ブルゾン



ホーム>区役所>区役所>保健課>保健課>「保健課」令和2年10月>南北区議会他成の新たな取り組みの前に～10月31日〔土曜〕より交通規制を実施します～

池袋の駅入りの出発点をつぶく南北区道(※が)10月31日(土曜)より歩行者専用に生まれ変わります。南北区道はJR南北線の南北駅間の南北区道(※が)10月31日(土曜)より歩行者専用に生まれ変わりました。

אדרת הרים ותיכונם במקרא ובראשון לציון

西区役所
西区役所
西区役所
西区役所

交通規制の内容

(前)なな交番規制) 南北区: 土日休12時から19時(自軒車を除く)
(既存の交通規制) サンシャイン通り: 土日休10時から22時(自軒車を除く)

四



IV. 昨年度の実施内容②【南北区道の歩行者優先化の事後調査と調査結果の分析】

1. 南北区道の歩行者優先化の評価

- 南北区道の歩行者優先化（車両通行規制）実施後の交通状況や荷さばき施策の効果等を検証し、南北区道の歩行者優先化施策の評価を行った。

<評価項目>

○歩行者流動の把握

- ・南北区道の車両通行規制により影響を受ける道路の歩行者交通量を観測し、過年度の調査結果との比較により、歩行者交通量の変化を把握した。

- ・なお、南北区道の車両通行規制による歩行者交通量の変化を把握するため、南北区道の主要断面1箇所についても、車両通行規制の事前にも調査を行った。

○周辺交通への影響の把握

- ・南北区道の車両通行規制により迂回する自動車の経路となる道路の自動車交通量を観測し、過年度の調査結果や事前の予測との比較により、周辺交通への影響を把握した。

- ・一方通行規制を解除するハレザ池袋周辺の道路については、南北区道の車両通行規制の事前と事後に自動車交通量を観測し、交通流動の変化を把握した。

○荷さばき施策の効果検証

- ・南北区道および周辺道路の路上駐車状況を観測し、過年度の調査結果との比較により路上駐車状況の変化を把握するとともに、としま区民センターの共同荷さばきスペースの利用状況を観測し、荷さばき施策の効果を検証した。

○南北区道の歩行者優先化の評価

- ・上記の検討を総括し、南北区道の歩行者優先化の評価を行った。

分析・評価の結果は、後述に記載

2. 南北区道の歩行者優先化の事後調査

(1) 調査項目

- 南北区道の歩行者優先化を評価するにあたって、以下の調査を実施した。

<調査項目>

○交通量調査

【歩行者優先化実施前】

- ・自動車交通量調査（8～20時）（休日1日）：3箇所
- ・歩行者交通量調査（8～20時）（休日1日）：1断面

【歩行者優先化実施後】

- ・自動車交通量調査（8～20時）（休日1日）：10箇所
- ・歩行者交通量調査（8～20時）（休日1日）：6断面

○駐車状況調査

【歩行者優先化実施後】

- ・路上駐車状況調査（8～20時）（休日1日）
- ・共同荷さばきスペース利用台数調査（12～19時）（土日の計2日）：1箇所

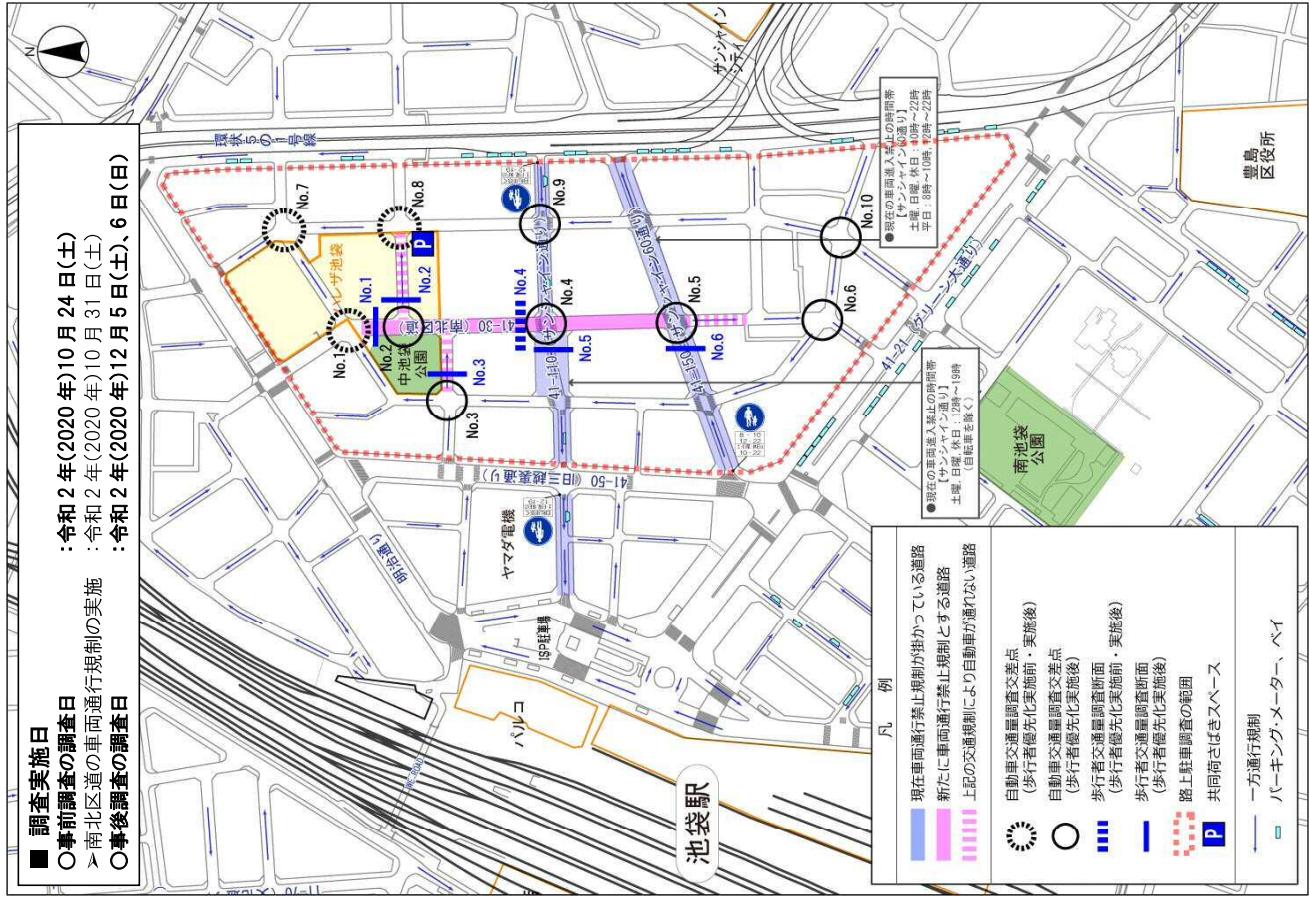


図 交通状況調査地点位置図

2. 路上駐車台数の変化

(1) 街区全体の路上駐車台数の変化

- 路上駐車（一般車・荷さばき車両）の全体像は以下のとおりである。南北区道等の車両通行規制の影響による路上駐車台数の変化を把握するため、路線毎及び街区全体で路上駐車の台数を比較した。
- ・街区内の路上駐車は南北区道等の車両通行規制前でも区間で1時間当たり平均1台程度とそれほど多くはないが、南北区道等の車両通行規制後においても専定の場所に路上駐車が増える等の顕著な増加は見られないことから、全体としては大きな影響はないと考えられる。
- ・なお、南北区道の路上駐車は、大幅に減少している。
- ・街区全体の延べ路上駐車台数は、南北区道等の車両通行規制前に比べ車両通行規制後では、12時間値、南北区道等の車両通行規制の時間帯（7時間値）ともに、約14%減少している。

表 延べ路上駐車台数の増減数（調査範囲全体合計）

	R1(2019)年 A 通常時	B 実験時 (※参考値)	C R2(2020)年	D(C-A) 減少台数	E(D/A) 減少率
8~20時(12h)	662	588	571	-91	-13.7%
12~19時(7h)	339	268	293	-46	-13.6%

※ 12~19時(7h)は、南北区道等の車両通行規制の時間帯

※ 調査日 A 通常時：2019年11月30日(土)、B 実験時：2019年11月16日(土)、C：2020年12月5日(土)

■ 路上駐車（荷さばき車両）の課題と対応方針

- ・まだ一部の場所では路上駐車が多いところがある。
(図中の [] の範囲の道路)



図 R1 (2019) 年の路上駐車状況【12~19時 (7時間)】

図 R2 (2020) 年の路上駐車状況【12~19時 (7時間)】

■ 路上駐車（荷さばき車両）の課題と対応方針

・まだ一部の場所では路上駐車が多いところがある。
(図中の [] の範囲の道路)

① ヤマダ電機の荷さばき駐車場前
・ヤマダ電機の荷さばき場の周辺で路上駐車が多いため、路上駐車削減への協力を関係者に要請する。

② ハレザ池袋周辺
・ハレザ池袋周辺への協力を、ハレザ池袋周辺の交通規制の変更に伴う一時的な現象の可能性もあるため、再度調査を行い、状況を見て対応を検討する。
・ハレザ池袋の裏（東側）の道路の荷さばき車両については、環状5の1号線のペーパーキング・メーター（PM）に誘導する。しかし、環状5の1号線のPMは現在、乗用車の駐車でほぼ満車であるため（P.16のデータ参照）、乗用車の駐車を抑制する必要がある。

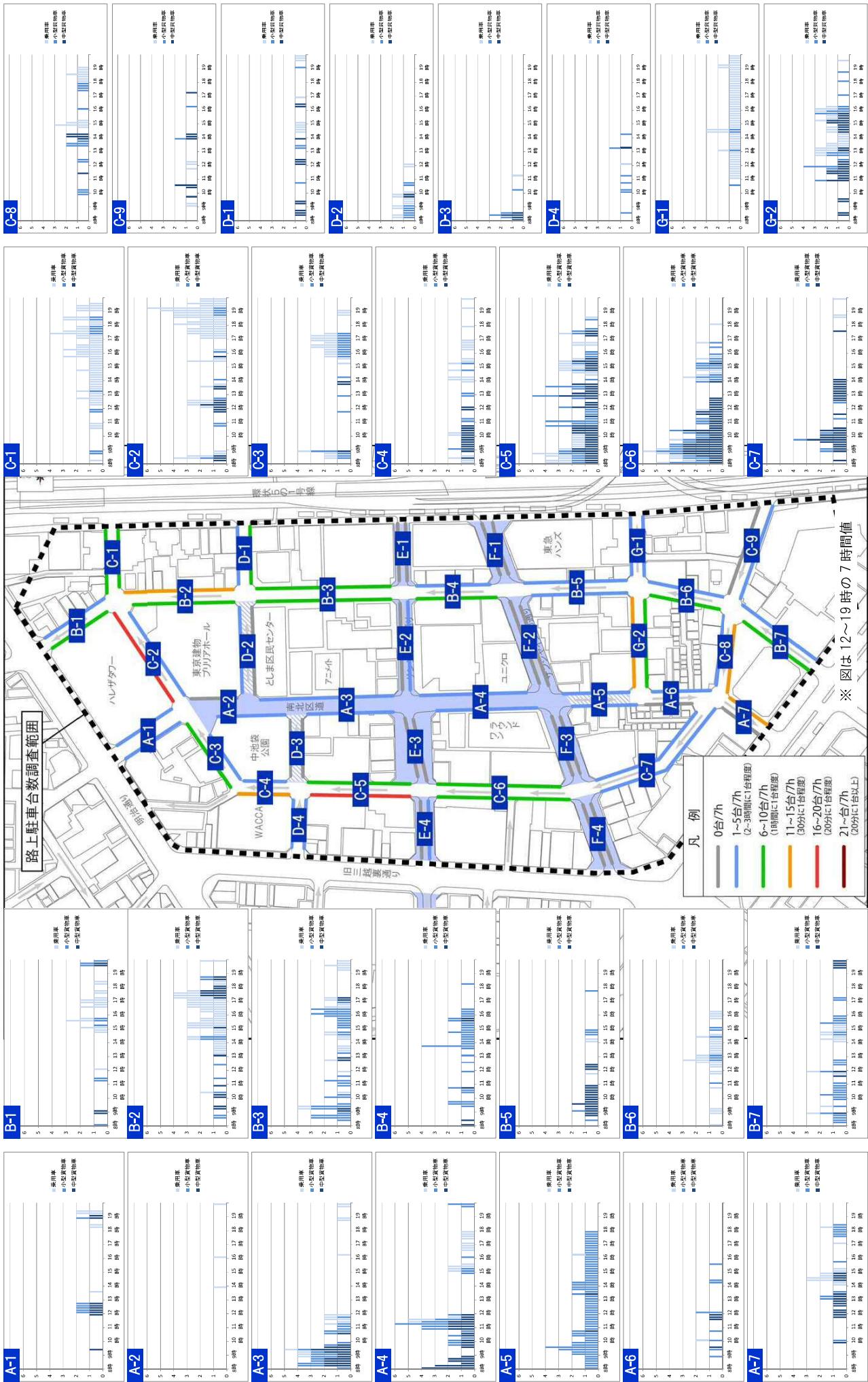
③ ニッセイ池袋ビル裏周辺
・元々路上駐車が多い場所であり、南北区道の車両通行規制の前後で大きな変化はない。対応としては、ニッセイ池袋ビル裏の道路上に「貨物車用駐車枠」を設置することを検討する。

④ その他の対応方針
・南北区道周辺荷さばきルール運用協議会においても、としま市民センターとの共同荷さばきスペースのさらなる活用など、これらの課題解決に向け対策を検討する。

- ・路上駐車状況調査
- ・PMの実施内容（案）
- ・路上駐車状況調査
- ・PMの実施内容（案）

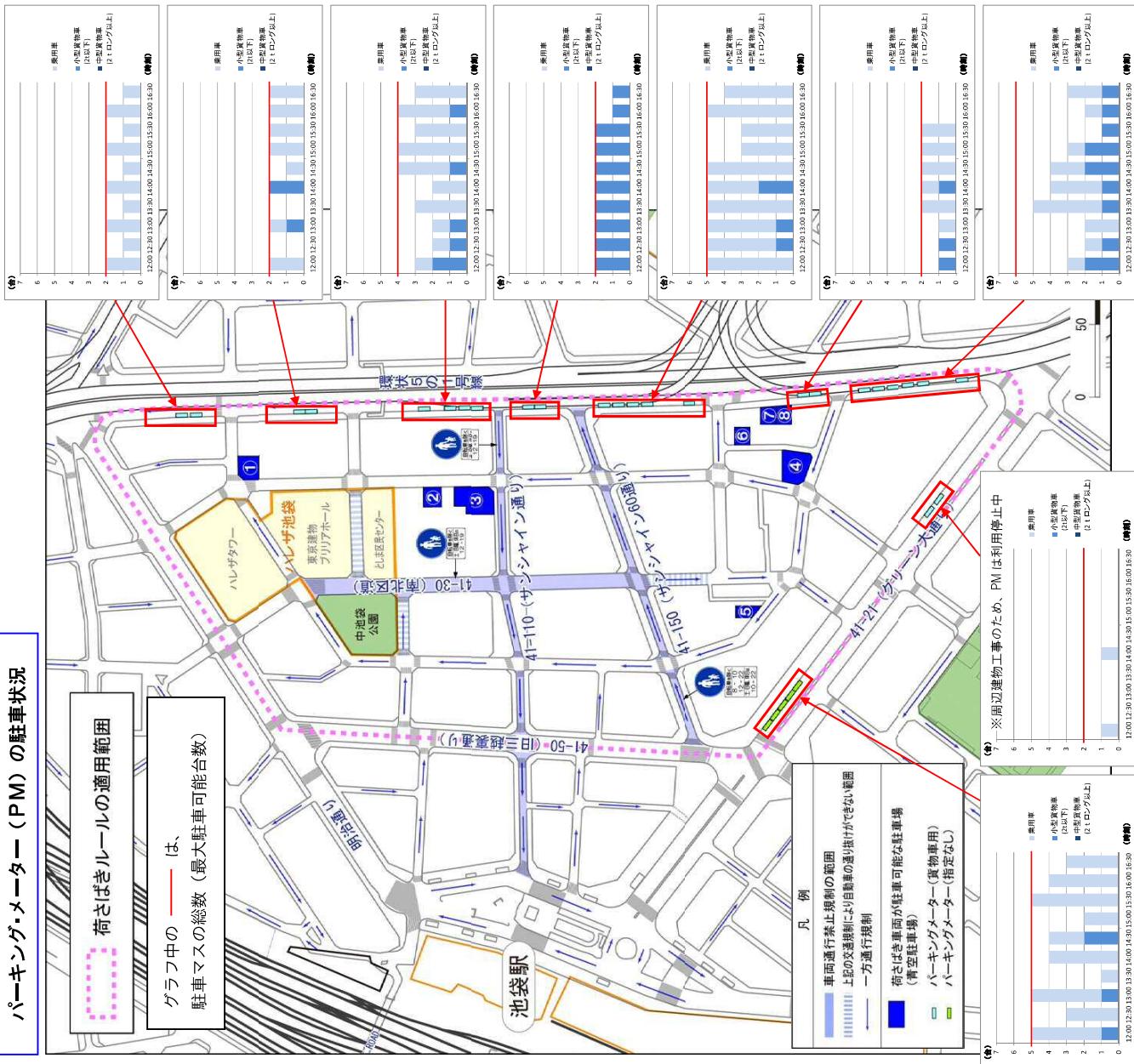
(2) 路上駐車台数の時間変動 (R2(2020)年12月5日(土))

※ 紙面スペースの都合上、区間Eと区間Fはほぼ路上駐車がないことからグラフは非掲載

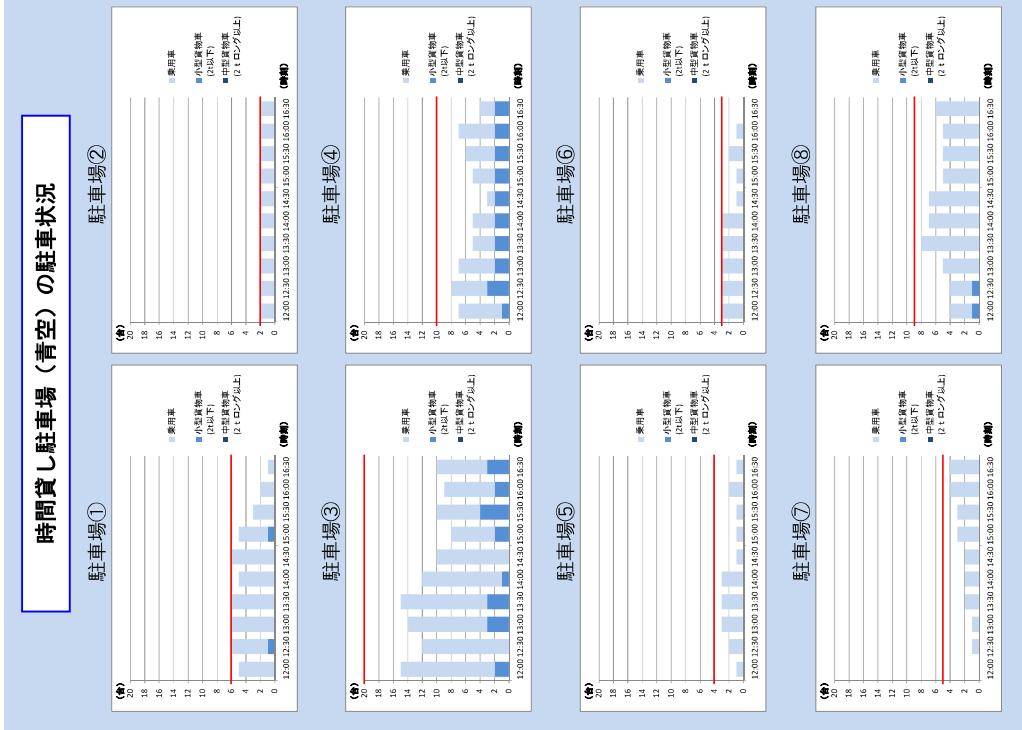


パーキング・メーター（PM）の駐車状況

荷さばきルールの適用範囲
グラフ中の _____ は、駐車マスの総数（最大駐車可能台数）



時間貸し駐車場（青空）の駐車状況



● PMの駐車状況

- グリーン大通りと環状 5 の 1 号線のグリーン大通り付近以外は、ほぼ満車に近い状況である。
乗用車の駐車が多い。

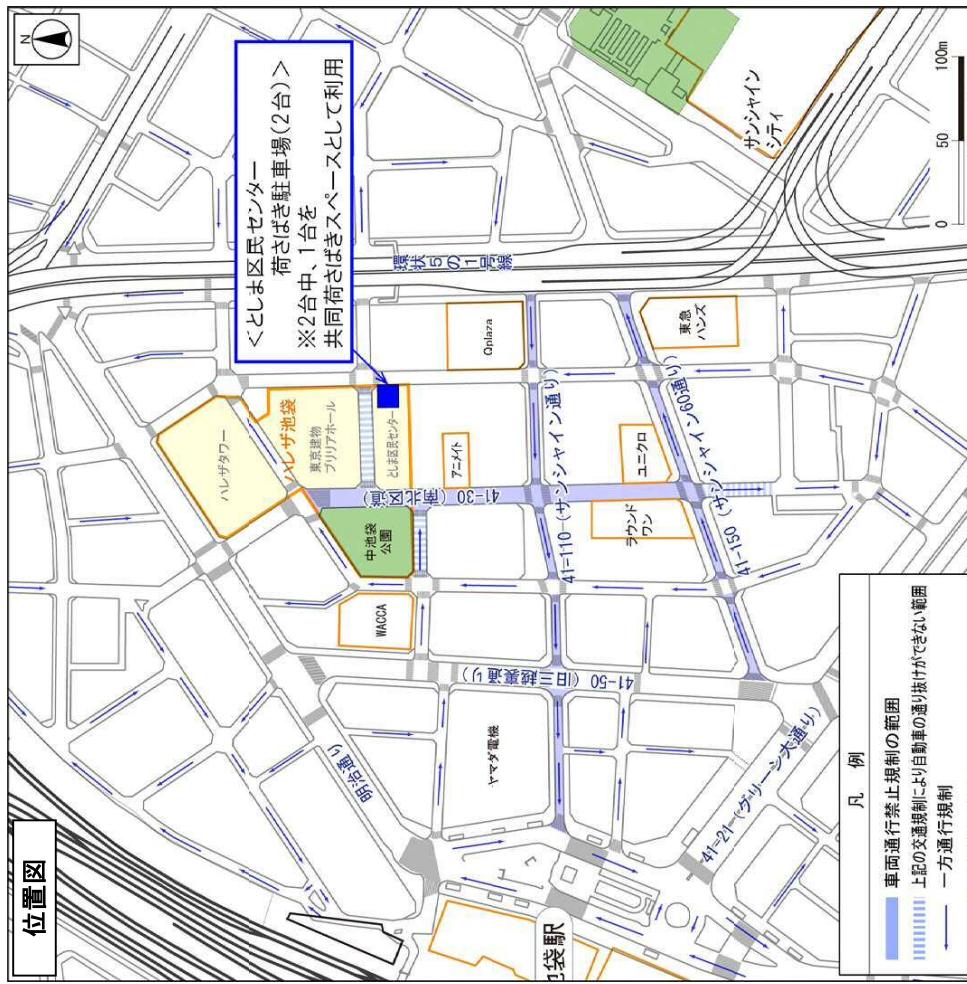
時問貸し駐車場の駐車状況

①、②、⑥以外は、比較的空きがある状況である。
荷物を運搬する車両の駐車は③、④が多く、それ以外はほぼ専用車の駐車である。

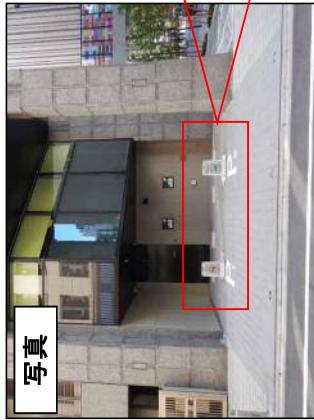
(3) 共同荷さばきスペースの利用状況

① 共同荷さまきスペースの利用登録申請状況

位置圖



凡 例	車両通行禁止規制の 上記の交通規制により自動車 一方通行規制
-----	--------------------------------------



① 共同荷さばきスペースの利用登録申請状況

・現在の登録数は、3社で5権となっている。【※共同荷さまにスペースの利用には事前の登録が必要】

時間	既	2	3	4	5	6	7	8
分	0	30	0	30	0	30	0	30
土曜								
日曜								
祝日								

卷之三

② 同様に、3の利用状況【令和2年】2月の調査結果】

- ・登録している苟さばき車両の利用台数は、日曜日に2台であった。
・区民センターの利用者が「共同苟さばきスペース」に駐車している事例がみられたが、これは、看板（車止め）の「共同苟さばきスペース登録者専用」の文言を勘違いした可能性も考えられる。

<共同スペースの利用状況>

令和2年12月5日(土)						令和2年12月6日(日)						
No.	入庫時刻	出庫時刻	駐車時間	車種	荷物の種類	No.	入庫時刻	出庫時刻	駐車時間	車種	荷物の種類	備考
1	12時55分	13時9分	24分	貨物	書類	1	13時31分	13時5分	13分	乗用車	荷物	区民セレター利用
2	16時52分	17時6分	24分	貨物	書類	2	13時55分	14時33分	36分	乗用車	荷物	区民セレター利用
3	17時18分	17時31分	13分	貨物	イベント器材、楽器	3	17時02分	17時26分	24分	乗用車	荷物	区民セレター利用

③ 共同荷さばきスペースの利用状況【令和3年1月、8月の調査結果】

- 防犯カメラ録画データより、利用状況を確認した。結果は以下のとおりである。
 - ・申請件が毎回利用されている訳ではない(交通事情により申請時間内に到着できないことも想定される)。
 - ・共同苟あばきサービス利用時は若干、時間を超えての利用も見受けられるが、事故等ではなく概ね適正利用されている。

<井同荷さばきスペースの利用状況>

No.	入庫時刻	出庫時刻	駐車時間	荷物の種類	備考
■令和2年1月9日(土)					

登録單面

合計得点100点(口)

No.	入庫時刻	出庫時刻	駐車時間	車種	荷物の種類	備考
1	15時45分	16時00分	15分	貨物	イベント器材等	区民セ・ターレ用

■令和3年1月11日(祝日)

二〇四

乗車料金				運賃		料金	
乗車料金	運賃	料金	料金	乗車料金	運賃	料金	料金
2	14時55分	15時00分	5分	乗用車	乗用車	乗用車	乗用車
1	14時55分	14時55分	0分	乗用車	乗用車	乗用車	乗用車

登録車両